

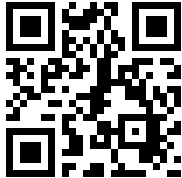
令和 7 年 6 月 20 日
山梨県弓道連盟
会 長 菊池敏彦
総務部長 佐野弥生
競技部長 梶原久美子

【第二回 山梨通運杯争奪弓道大会】大会要項

記

- 1 大会名 : 山梨通運杯争奪弓道大会
- 2 主 催 : 山梨通運株式会社
- 3 協 賛 : まるつう保険ひろば株式会社
- 4 主 管 : 山梨県弓道連盟
- 5 期 日 : 令和 7 年 6 月 29 日 (日)
- 6 会 場 : 甲府市小瀬スポーツ公園武道館弓道場 Tel 055-243-3115
- 7 日 程 : 受付時間 午前 8 時 20 分～8 時 50 分 まで
9 時 00 分 開会式
9 時 15 分 矢渡し (近的射場)
9 時 40 分 競技開始
競技終了次第 閉会式 (終了予定時間 18 : 30)
- 8 競技種目 : 近的競技および遠的競技
- 9 競技種類 : 個人戦
- 10 競技種別 : 高校生の部、一般の部
- 11 競技内容 : 近的遠的ともに的中制
- 12 競技方法 : 近的
座射 4 矢 2 回 計 8 射 4 人立ち 2 射場
射距離 28m 36cm 霞的使用。
: 遠的
立射 4 矢 2 回 計 8 射 4 人立ち 2 射場
射距離 60m 100cm 色の使用。
近的遠的の合計的中数により順位を決定する。
同中の場合は近的にて遠近競射を行い決定する。
競技進行
高校生の部 : 遠的 1 回目 ⇒ 近的 1 回目 ⇒ 遠的 2 回目 ⇒ 近的 2 回目
一般の部 : 近的 1 回目 ⇒ 遠的 1 回目 ⇒ 近的 2 回目 ⇒ 遠的 2 回目

* 続く

- 13 表彰 : 高校生の部 1 位～3 位まで。(賞状と副賞)
: 一般の部 1 位～5 位まで。
1 位～3 位 (賞状と副賞)、4 位・5 位 (副賞)。
特別賞 (一般の部のみ対象とする)
山梨通運社長賞 : 1 7 4 位
主 催 者 賞 : 遠的 2 中賞
主 催 者 賞 : 遠的近的ともに羽分け賞
山梨県弓道連盟会長賞 : 8 8 位
- 14 競技規則 : 公益財団法人 全日本弓道連盟「弓道競技規則」による。
- 15 参加資格 : 高校生の部 山梨県高体連所属の高校生
一般の部 全日本弓道連盟所属会員 (中体連・高体連所属の方は除く)
* 遠的の経験があること (近的競技だけの参加は認めない)。
* 大会役員も参加できるものとする。
- 16 参加申込 : 大会ホームページの参加申込ページより 5 月 6 日までに申込みこと
4 月 4 日開設予定 (下記 URL および QR コードより)
* 高校生の部は高体連を通しての申込とする
- HP URL <https://yamatsuu-cup.com/>
- 
- 17 参加人数 : 2 0 0 名程度
申込者多数の場合主催者にて抽選し締切日から 2 週間以内に e-mail にて案内を行う
(アドレスの入力誤り等による不着に対する苦情等は受け付けない)
- 18 参 加 費 : 無料
- 19 競技上の注意 : 選手の服装は弓道衣 (白) とする。
遠的競技において矢の指定はしない。
矢取時 (特に遠的) においての矢尻外れ、箆の傷などの補償はしない。
参加者を対象に主催者で傷害保険に一括加入するが、参加者各位においてもスポーツ安全保険等に参加することが望ましい。
- 20 矢 渡 し : 射手 教士七段 綿奈部博史 介添担当 競技部
- 21 当番支部 : 甲府・富士吉田・北杜 各支部 2 名 計 6 名
- 22 注意事項 : 参加選手は武道館正面限界より入館すること (弓道場玄関は役員のみ使用)
選手受付は武道館ロビーで行う。
選手控え室は武道館アリーナ 2 F 観覧席 (南側のみ) とする。
* ロビー、通路等に荷物を置かないこと。
* アリーナにて他競技開催のため観覧席では静粛をお願いいたします。
* 飲食のゴミは各自で持ち帰ること。
* 第二控え招集時に不在の場合は棄権と見なす (順位決定競射も同じ)

23 映像の取り扱いについて

：個人が撮影した画像・動画などのインターネット配信等については、撮影者において、被写体となる方の同意を得るなどして、肖像権侵害等の問題を生じないように、十分に配慮すること。権利侵害の可能性や疑問が残る場合には、他者の権利を尊重して、撮影・配信等を中止すること。

そ の 他 ：申込により、以後の関係資料について下記取り扱いの旨、承諾を得たものとする。

- ・大会プログラムならびに関係書類への記載（氏名、所属地連、称号、段位）
- ・主催者広報活動として使用される各種メディア（出版社・テレビ局・主催者 HP 等）への提供（氏名、所属地連、称号、段位、写真、動画）
- ・報道機関、写真業者等の写真撮影とその掲載等については、主催者は関知しない。関係各法例を遵守する義務は、写真撮影者にあることを主張する。